

資 料 編

(1) 個人情報保護制度の見直しについて(諮問)

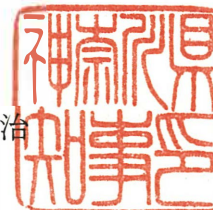
情公第1584号

令和元年7月3日

神奈川県情報公開・個人情報保護審議会

会長 人見 剛 様

神奈川県知事 黒岩 祐治



個人情報保護制度の見直しについて(諮問)

本県では、県条例の適時性を確保するために一定期間ごとの条例見直し制度を設けており、本年は神奈川県個人情報保護条例（以下「条例」という。）附則第8項に規定する「平成21年4月1日から起算して5年を経過するごと」の見直しの時期に当たっております。

つきましては、条例第50条の規定に基づき、次の諮問事項の当否について神奈川県情報公開・個人情報保護審議会の意見を求めます。

諮問事項

1 第7条（個人情報取扱事務の登録）について

条例では、各実施機関が所管する「個人情報を取り扱う事務」について、「個人情報事務登録簿」（以下「登録簿」という。）を作成することを求めている。

登録簿には、個人情報の取扱目的や収集先等条例で定める項目を記載しているが、平成2年の条例制定以来、基本的に記載項目は変更されておらず、パーソナルコンピュータ等情報機器が発達しその使用が当然となっている現在の状況にそぐわないものとなっている。

以上を踏まえ、条例第7条で定める登録簿の記載項目を改正し、時代に合った、分かりやすいものに改める。

2 第10条（オンライン結合による提供）について

条例では、県の実施機関が管理する電子計算機と実施機関以外の者が管理する電子計算機を通信回線で結合し、当該実施機関の保有個人情報を当該実施機関以外の者が随時入手し得る状態にすることを「オンライン結合」と定義し、制定以来これを原則禁止し、審議会への諮問を経た上でのみこれを認めるとしている。

一方、平成2年の条例制定から約30年の間に、通信回線を介して個人情報を送受する事務処理は一般的となった。また、いわゆる「デジタル手続法」が本年5月に可決されるなど、行政の電子化の流れはさらに加速すると予測される。

本県においても、全国屈指のスピードで高齢化が進むとともに少子化が進行し、2020年頃に人口のピークを迎え、その後減少が見込まれる。こうした社会の変化に伴い、県民のニーズはますます多様化すると見込まれ、これに対応したきめ細やかなサービスの提供が求められる一方で、税財源や人的資源の縮小が懸念されている。こうした中、質の高い県民サービスを提供するには、より一層の県の業務の効率化を進める必要があり、これらを実現する上で行政の電子化は不可欠である。

こうした環境の変化に対し、本条については、例外的に適用除外事由を増やすことで対応してきたため、原則どおり審議会への諮問が必要となる事案はごく僅かとなるなど、本条の規定が本県を取り巻く環境にそぐわないものになっている。

以上を踏まえ、オンラインにより保有個人情報を実施機関以外の者に提供しようとするときに、必要な保護措置を講じることを条件として、審議会への諮問を不要とするよう条例第10条の規定を改正する。

なお、総務省はITの利活用を進めるため、平成29年5月及び平成31年3月の二度にわたり、行政機関個人情報保護法の趣旨を踏まえオンライン結合制限を見直す旨の地方自治法に基づく技術的な助言を発出し、各地方公共団体に条例の見直しを求めている。

答 申 第 6 2 号

令和元年 9 月 17 日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治 様

神奈川県情報公開・個人情報保護審議会

会長 人 見



個人情報保護制度の見直しについて（答申）

神奈川県個人情報保護条例第50条の規定に基づき令和元年7月3日付け情公第1584号で諮問のありました標記のことについては、審議の結果、諮問の内容を適当なものと認めます。

当審議会の意見

神奈川県個人情報保護条例（以下「条例」という。）附則第8項の規定を受けて、貴職が条例の見直しを検討する次の1及び2の項目についての当審議会の意見は、次のとおりです。

1 第7条（個人情報取扱事務の登録）について

条例第7条で定める登録簿の記載項目を改正し、時代に合った、分かりやすいものに改める諮問内容は適当なものと認める。

ただし、第7条第1項第5号カの規定については、次項(1)の趣旨を踏まえた上で検討すること。

2 第10条（オンライン結合による提供）について

オンラインにより保有個人情報を実施機関以外の者に提供しようとするときに、必要な保護措置を講じることを条件として、審議会への諮問を不要とするよう条例第10条の規定を改正する諮問内容は適当なものと認める。

ただし、次の(1)から(3)について検討すること。

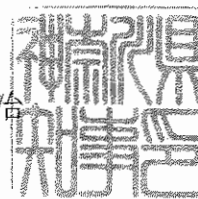
- (1) 「オンライン結合」の定義については、その名称も含めて検討し、通信回線を通じて保有個人情報を送受するシステム全般を対象とすること。
- (2) 「必要な保護措置」については、神奈川県情報セキュリティポリシー等を遵守し情報セキュリティ対策に万全を期すことを明確にすること。
- (3) 現行規定の「公益上の必要があり」及び「個人の権利利益を侵害するおそれがないと認められるとき」の趣旨を維持すること。

(2) 住民基本台帳法施行条例に規定する事務の追加について(諮問)

市町第733号
令和元年8月14日

神奈川県情報公開・個人情報保護審議会会長
人見剛様

神奈川県知事
黒岩祐治



住民基本台帳法施行条例に規定する事務の追加について (諮問)

このことについて、住民基本台帳法第30条の4第2項の規定に基づき、住民基本台帳法施行条例に規定する事務について、別添のとおり御審議していただきたく諮問します。

住民基本台帳法施行条例に規定する事務の追加について

1 住民基本台帳法施行条例について

住民基本台帳法（以下「法」という。）別表に掲げる事務以外の事務の処理に当たり、本人確認情報（氏名、生年月日、性別、住所、個人番号、住民票コード及びこれらの変更情報）を県内市町村等へ提供する場合には法第30条の13により、本県で利用する場合には法第30条の15により、それぞれ提供又は利用に係る事務（以下「利用提供事務」という。）の内容等を条例で定める必要がある。

平成14年11月14日の第49回神奈川県個人情報保護審議会にて、本人確認情報の利用に係る事務（以下「利用事務」という。）の基準について答申をいただき（平成21年7月9日の第85回神奈川県個人情報保護審議会にて、一部改正の答申）、現在、利用提供事務に関し次の基準を設定するとともに、高等学校奨学金の貸付けに係る債権管理に関する事務等、15の事務を利用提供事務として住民基本台帳法施行条例（以下「条例」という。）に規定している。

【利用提供事務の基準】

- ① 住民の利便の増進に資する事務及び行政の合理化に資する事務であって住民の広い理解が得られやすい事務であること。
- ② 本人確認情報の利用及び提供に当たり、制度的及びシステムの課題がないこと。
- ③ 本人確認情報の利用及び提供に当たり、十分なセキュリティ措置を講ずることができること。
- ④ 本人確認情報の利用及び提供に当たり、適切な費用対効果を見込めること。

2 諮問の背景

住民の利便の増進等の観点から、提供事務を新たに追加したいので、上記の基準に合致するか否かについて審議をお願いするものである。

3 諮問の内容

新たに追加を予定している提供事務は、次ページに掲げる事務である。

（条例及び規則の改正が必要）

これらの事務について、次のとおり判断してよいか諮問する。

（本県の考え方）

次ページに掲げる提供事務は、当該基準すべてに合致する。

条例に掲げる事務一覧

○ 本人確認情報の提供を受ける執行機関と事務の具体的内容

番号	事務名	執行機関名	事務の具体的内容
⑨ 1	住民監査請求を行った者の住所地等の確認に関する事務	神奈川県監査委員 (都道府県知事以外の都道府県の執行機関で条例に定めるもの)	地方自治法に基づく住民監査請求をした者の生存の事実又は氏名、住所若しくは生年月日の確認

※以下、資料を省略する。

答申第61号
令和元年9月17日

神奈川県知事

黒岩 祐治 様

神奈川県情報公開・個人情報保護審議会

会長 人見 剛



住民基本台帳法施行条例に規定する事務の追加に関する
意見について（答申）

住民基本台帳法第30条の40第2項の規定に基づき、令和元年8月14日付け市町第733号で
諮問のありました標記のことについては、審議の結果、諮問の内容を適当なものと認めまし
たので答申します。